令和９年度かりゆし芸能公演（沖縄県伝統芸能公演）

公募要領

かりゆし芸能公演

R9年度補助金申請書類は
基本的にオンライン申請での
受付となります！

＜対象区分＞

国立劇場おきなわ公演

移動かりゆし芸能公演

子ども×伝統芸能公演

申請期間：令和８年11月25日(水)～令和９年２月５日(金)

オンライン申請は、(専用エントリーフォームは「かりゆし芸能公演公式サイト」にて)２月５日(金)23:59まで。
※持参や郵送でのご申請を希望する場合は担当までお問合せ下さい。ただし、様式への記入は**手書き不可**となります。
締め切り後の提出は、一切認められません。

※本事業は、沖縄県からの補助金を受けて実施する事業であり、本公募は当該補助金交付決定前の事前準備手続きです。そのため、令和９年度における当該補助金に係る沖縄県の予算措置の状況によっては、事業内容の変更・中止等をする場合がありますので、その旨ご了承の上ご応募下さい。

【問い合わせ先】
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831- 1
沖縄産業支援センター６階 605 号
公益財団法人沖縄県文化芸術振興会 かりゆし芸能公演担当
［T E L］098-987-0926
［F A X］098-987-0928
［M A I L］kariyushi@okicul-pr.jp

令和９年度公募に関する大切なお知らせ

１．補助金上限額の引上げ

令和９年度は、すべての公演区分で、**補助金上限額を前年度から一律 10 万円引き上げます。**

公演区分	分野	令和８年度	**令和９年度**
国立劇場おきなわ公演	琉球舞踊・八重山舞踊 三線等音楽・沖縄民俗芸能	40 万円	**50 万円**
	組踊	55 万円	**65 万円**
	沖縄芝居	75 万円	**85 万円**
移動かりゆし芸能公演 子ども×伝統芸能公演	琉球舞踊・八重山舞踊 三線等音楽・沖縄民俗芸能	50 万円	**60 万円**
	組踊	65 万円	**75 万円**
	沖縄芝居	85 万円	**95 万円**

２．採択後の公演内容等の変更について

採択後は、申請内容に沿って公演を実施してください。やむを得ない事情で変更が必要な場合は、**変更前に振興会へご相談ください。**
公演の趣旨、主要な演目、出演者の大幅な変更や、申請時の会場と収容人数が大きく異なる会場への変更などがあった場合は、**採択を取り消すことがあります。**
正当な理由や事前の協議なく公演内容を大幅に変更した場合は、**翌年度以降の応募を一定期間制限します。**

〈　目次　〉

1　事業概要 1
（1）事業趣旨 1
（2）補助の対象となる公演 1
（3）補助の対象者 2
（4）補助対象経費・補助対象外経費 3
（5）審査及び採択について 4

2　応募について 5
（1）応募受付期間 5
（2）申請方法 5
（3）申請入力内容 5
（4）個別相談について 6
（5）公募から補助金交付までの流れ 7

3　補助事業の区分について 8
（1）国立劇場おきなわ公演募集要項 8
（2）移動かりゆし芸能公演募集要項 12
（3）子ども×伝統芸能公演募集要項 14

4　Q&A 16

１．事業概要

（１）事業趣旨

沖縄県伝統芸能公演かりゆし芸能公演は、県民及び来県者に伝統芸能の鑑賞機会を提供するほか、若手実演家の育成及び次世代を担う子どもたちが沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出することを目的に、（公財）沖縄県文化芸術振興会（以下、振興会）が実施する補助事業です。

（２）補助の対象となる公演

※各公演区分の募集内容については、本要領 P.7 以降の**各募集要項を必ず**ご覧ください。

	国立劇場おきなわ公演	移動かりゆし芸能公演	子ども×伝統芸能公演
目的	県民及び来県者に伝統芸能の鑑賞機会を提供するとともに、40 歳以下の若手実演家の育成を図る。		県民及び来県者に伝統芸能の鑑賞機会を提供するとともに、次世代を担う子どもたちが沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出する。
概要	若手実演家の育成を目的に、**国立劇場おきなわ（小劇場）**で実施する伝統芸能公演を補助する。	若手実演家の育成を目的に、**県内各地の会場**で実施する伝統芸能公演を補助する。	次世代を担う子どもたちが沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出することを目的に、**県内各地の会場**で実施する伝統芸能公演を補助する。
公演の主催者	主催：申請団体・振興会 共催：（公財）国立劇場おきなわ運営財団 後援：沖縄県	主催：申請団体 共催：振興会 後援：沖縄県	主催：申請団体 共催：振興会 後援：沖縄県
公演日	振興会が提示する公演日から希望日を選択。	申請団体が決定。	申請団体が決定。
公演会場	国立劇場おきなわ小劇場	申請団体が決定。 （沖縄県内に限る）	申請団体が決定。 （沖縄県内に限る）
会場使用料負担	振興会	申請団体 ※補助対象経費として計上可	申請団体 ※補助対象経費として計上可
補助金の上限額	琉球舞踊･八重山舞踊 三線等音楽･沖縄民俗芸能 ・・・・・・・・50 万円 組 踊・・・・・・65 万円 沖 縄 芝 居・・・85 万円	琉球舞踊･八重山舞踊 三線等音楽･沖縄民俗芸能・・・60 万円 組 踊・・・・・・・・・・・・75 万円 沖 縄 芝 居・・・・・・・・・95 万円	
募集要項	P.8 参照	P.12 参照	P.14 参照

（3）補助の対象者

・沖縄県内に活動の本拠を有する団体であること。
・現に芸能活動を行っている団体であり、責任をもって制作実施ができること。
・代表者、所在地及び会計処理が明確であること。
・一定の活動実績があること。ただし、発足後間もない団体においては、今後の活動計画が定まっていること（学生についても応募は可能だが、申請（団体の代表者）は成人で行うこと）。
・各公演区分（国立劇場おきなわ公演・移動かりゆし芸能公演・子ども×伝統芸能公演）において、直近2カ年に連続して採択されている団体がいないこと（3年連続での採択はしない）。

また、以下の公演や組織については補助対象となりません。

・地方公共団体が実施する活動及び地方公共団体を構成員とする実行委員会の活動
・政治団体、宗教団体等及びそれらに関係している団体の申請及び活動
・専ら営利を目的とした公演
・その他、この事業による補助が適当でないと認められる活動

（4）補助対象経費・補助対象外経費

本事業の補助の対象となる経費は、下表に掲げる公演の実施に際し直接必要と認められるものに限ります。対象経費について不明な点は、担当あてにお問い合わせください。

区分	補助対象経費	補助対象外経費
①謝金	舞台監督、演出、指導者、出演者（立方・地謡等)、アナウンス、裏方スタッフ、受付スタッフ等への謝金。	公演実施に直接必要と認められない経費。
②賃借料	劇場使用料（移動・子どものみ)、劇場付帯設備使用料、大道具及び小道具の賃借、衣装の賃借、公演の稽古に係る稽古場使用料、リハーサル及び公演日の楽屋としての稽古場使用料等。	申請団体の事務所等を維持するための恒常的な経費、普段の稽古・練習に係る稽古場使用料等。
③印刷製本費	チラシ、ポスター、プログラム、チケット、アンケート､台本印刷等の印刷に係る費用等。	主に有料での配布を目的とする印刷物の作成費。
④通信運搬費	公演実施にかかる郵送費・大道具運搬費等。	電話・ファックス・電子メールにかかる経費。
⑤消耗品	クリップペンシル（アンケート記入に必要)、受付まわりの消耗品、その他公演実施に直接必要な消耗品の購入費等。 ※一品の取得金額が 10 万円未満のもの。	備品等の購入費。 ※一品の取得価格が 10 万円以上のもの。
⑥広報宣伝費	テレビ・新聞等の広告費	補助事業以外の広報にかかる広報費等。
⑦食糧費	リハーサル及び本番当日のみの弁当代。	菓子飲物代、ケータリング、オードブル代等。
⑧旅費・宿泊費	出演者等の旅行にかかる旅費宿泊費。	公演実施に直接必要と認められない経費（ファーストクラス、ビジネスクラス料金等）
⑨撮影費	公演当日の写真・映像等の撮影費用等。	公演実施に直接必要と認められない経費。
⑩マネジメント料	公演実施にかかる企画制作費用等。	公演実施に直接必要と認められない経費。
⑪委託費	チラシ、パンフレット等のデザイン料、字幕の翻訳や操作にかかる費用、チケットの委託販売、音響照明等の公演実施に必要な業務、動画配信に必要な業務、台本製作に係る費用等。	公演実施に直接必要と認められない経費。
⑫手数料	チケット販売手数料、イベント保険料等。	振込手数料。
その他		収入印紙の購入費用。 交際費、接待費、取材・会議・企画等打ち合わせ・打ち上げに係る経費。 記念品・各個人への支給品、予備費等。

（5）審査及び採択について

①審査方法

審査は、文化芸術振興会による要件及び資格審査の上、文化芸術振興会が設置する選定委員会により実施します。選定委員会は、応募書類の書面審査を実施し総合的な評価を行います。各選定委員の採点の集計結果について、選定委員による合議を通じて申請団体の最終的な採点順位を確定したうえで、採択・不採択を判断いたします。

②評価項目

●事業内容の妥当性

・本事業の目的に沿った内容となっているか

・公演のテーマ及び演目構成の意図について明確になっているか

●事業内容の実現性

・実現可能な公演内容（プログラム構成等）になっているか

・申請内容を確実に実施できる体制があるか（事務局体制等）

・過去の活動実績があり、現在も継続的に活動している団体か。発足後間もない団体においては、今後の活動計画が定まっているか

・補助をするのにふさわしい内容であるか

●経費の公正性

・適正な経費で実施される公演であるか

・出演者、舞台監督、指導者、スタッフ等への謝金は、公演の内容及び役割に応じて適切に精算されているか。

・補助金が有効に活用される公演であるか

●事業効果

・県民及び来県者に向けて、プログラムや演出等に工夫があり、理解促進・参加促進につながる取り組みがみられるか

（国立劇場おきなわ公演・移動かりゆし芸能公演）

・若手（40 歳以下）実演家の育成を踏まえた構成になっているか（**若手出演者の起用が要件を満たすための人数合わせとなっていないか**）

（子ども×伝統芸能公演）

・子どもたちが鑑賞や出演を通じて、伝統芸能に触れる機会が設けられているか。

２．応募について

（１）応募受付期間

区分	申請受付期間
国立劇場おきなわ公演（P.７参照）	令和８年 11 月 25 日（水）～ 令和９年２月５日（金） **オンラインの場合は、23：59 まで。** **※直接持参や郵送でのご提出を希望する場合は** **担当までお問合せ下さい。**
移動かりゆし芸能公演（P.11 参照）	
子ども×伝統芸能公演（P.13 参照）	

（２）応募書類

・オンライン申請の場合

かりゆし芸能公演公式サイト「募集情報」内に設置される専用のエントリーフォームより申請してください。

なお、エントリーフォームは、**令和８年 11 月 25 日から公開**となります。

申請入力内容

申請に必要な内容は以下の通りとなります。また、詳しい入力方法については、かりゆし芸能公演公式サイト「募集情報」より「申請の手引き」をダウンロードしご参照ください。

なお、申請いただいた内容は、審査の資料となることから、公演についての具体的な内容を記載するとともに、入力漏れや誤字脱字等のないようにご注意ください。

入力ページ名	入力内容
代表者・担当者登録	代表者・担当者名・公演区分・メールアドレス
団体概要	団体名・団体所在地・代表者・設立目的・組織体制・会員数・団体の沿革・団体の主な活動歴等
申請内容	公演分野・公演日・公演会場・公演タイトル・公演趣旨と目的・公演の特徴と展望・事業効果
出演者年齢の割合	出演者情報（氏名・年齢・配役等） ※各区分の要件を満たすよう構成を行ってください。

公演プログラム	監修又は指導者・上演時間・演目・出演者 ※立方と地謡は記入欄が異なりますのでご確認ください。
参考資料	任意。(様式なし) 例　予算書の根拠となる見積書や新作演目の解説、これまでの活動歴等。
予算書	公演の実施にかかる収入および支出 ※P.3 の「(４) 補助対象経費・補助対象外経費」をご参照ください。

・持参または郵送の場合

持参または、郵送でのご提出を希望する際には、かりゆし芸能公演担当まで、お問合せください。(同頁下部記載。)メールにて公募申請書の様式を送付させていただきます。

※応募書類がすべてそろっていない場合は申請を受理できません。

以下の応募書類１～７（各１部)、参考資料を提出してください（**手書き不可**)。

応募書類

１．チェックシート
２．補助金交付申請書
３．出演者プロフィール
４．公演プログラム
５．収支予算書
６．団体概要書
７．参考資料(任意)　※紙媒体で５枚程度（A４サイズ）でご提出ください。DVD 等は不可。
・対象経費の見積等、経費の根拠が分かる資料、新作の演目等の解説など
※経費の根拠となる見積等の提出は任意ですが、審査の際に経費の妥当性も考慮されます。

（３）個別相談について

応募にあたって、下記のとおり相談期間を設けています。相談は、お電話等で**事前予約**をお願いします。

また、公募にあたっては那覇、名護、宮古、石垣にて公募説明会を行う予定です。別紙にて詳細をご確認いただき、ご参加ください。

なお、申請締切日近くは時間の確保が難しいため、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

対象	相談期間
団体・または個人	12 月 1 日（火）～2 月 4 日（木） ※平日 10 時～17 時まで
【相談予約先】	（公財）沖縄県文化芸術振興会・かりゆし芸能公演担当 TEL　098-987-0926　MAIL　kariyushi@okicul-pr.jp

（５）公募から補助金交付までの流れ

公募から補助金交付までの流れは、以下の通りです。

①応募	出演団体→振興会	・申請期間内にかりゆし芸能公演公式サイトにて専用のエントリーフォームから申請、または公募書類を提出。
▼		
②選定委員会による審査	振興会	・申請の内容をもとに、振興会が設置する選定委員会による審査を行います。
▼		
③選定結果の通知	振興会→出演団体	・上記の審査結果を出演団体あてに通知します。
▼		
④公演の実施	出演団体	・本公演の実施に向けて準備をしてください。
▼		
⑤実績報告（公演終了後）	出演団体→振興会	・公演終了後 30 日以内に、所定様式の実績報告書及び支出を証明する証憑書類（領収書等のコピー）を提出してください。
▼		
⑥補助金額の確定	振興会→出演団体	・振興会にて、実績報告書の内容を精査し、補助金額を確定。**※決算額の減額等に伴い、補助金が減額となる場合があります。**
▼		
⑦補助金の交付請求	出演団体→振興会	・補助金の確定通知を受けたのち、10 日以内に補助金交付請求書を提出。
▼		
⑧補助金の振込	振興会→出演団体	・指定の振込先に補助金が振り込まれます。

３．補助事業の区分について

（１）国立劇場おきなわ公演募集要項

① 目的

「国立劇場おきなわ公演」は、県民及び来県者に伝統芸能の鑑賞機会を提供するとともに、若手実演家の育成を図ることを目的に県内の文化団体が国立劇場おきなわ（小劇場）で実施する公演を補助します。

② 募集する公演分野

琉球舞踊、八重山舞踊、三線等音楽、沖縄民俗芸能、組踊、沖縄芝居

③ 公演会場

国立劇場おきなわ 小劇場

④ 公演日程

P.10 に記載の日程のうち、補助金交付申請フォームの公演希望日欄に、必ず第３希望まで記載してください。なお、公演希望日が複数団体で重複した場合、また劇場の予約状況により、別途調整する場合があります。

⑤ 補助対象事業の要件

補助の対象となるのは、以下の要件を全て満たす事業です。

(ア) 国立劇場おきなわ（小劇場）で公演を実施すること

(イ) 出演者の５割以上を若手（40 歳以下）で構成すること

(ウ) 県内新聞社が主催する審査及びコンクールがある分野の公演においては、原則出演者の全員が、新人賞以上の賞歴があること　※子役等についてはその限りではありません。

(エ) 創作作品を主体とする公演においても、伝統的な演目を取り入れるなど伝統芸能の魅力を発信できるよう工夫すること

(オ) 公演のテーマ及び演目構成の意図について明確にするとともに、伝統芸能公演を初めて鑑賞する一般人向けにプログラム構成等を工夫すること

例：演目の解説をいれる、パンフレットに解説を記載する、演出的な工夫や伝統を踏まえた新しい取り組みを行う等

(カ) 沖縄芝居及び組踊公演には、原則字幕を表示すること

(キ) 地謡については、原則生演奏とし、音源を使用する際は振興会と協議を行うこと

(ク) 補助対象となる事業が、「沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）」を含む国、県、市町村及び公的財団などからの助成金または補助金を受けていないこと

⑥ 補助金額の上限

補助金額は対象経費から収入等を差し引いた額で、公演分野ごとに以下に定める額が上限となります。

・琉球舞踊・八重山舞踊・三線等音楽・沖縄民俗芸能　・・・**上限 50 万円**
・組踊　・・・**上限 65 万円**
・沖縄芝居　・・・**上限 85 万円**

⑦　公演の概要

●主催について

申請団体及び振興会の両名が主催となります。公演に係る舞台や技術スタッフ、公演当日の受付スタッフの手配等、公演の運営は申請団体が主体となって行ってください。

●チケット料金について

・公演にかかるチケット料金については、以下のとおりとします。

〈琉球舞踊、八重山舞踊、三線等音楽、沖縄民俗芸能、組踊〉
一般 2,000 円（当日 2,500 円） 学生 1,000 円（当日 1,500 円）
〈沖縄芝居 〉
一般 2,500 円（当日 3,000 円） 学生 1,500 円（当日 2,000 円）

〈全分野共通〉
・未就学児膝上無料
・各種障がい者手帳をお持ちの方及び同伴者 1 名までは、障がい者割引としてチケット料金を前売価格より 2 割引で販売することとします。

・チケットは、国立劇場おきなわ小劇場の席数分 255 席を上限に作成してください。客席の上限を超える入場者があった場合、チケット代金の払い戻しなど、申請団体に対応していただきます。また、座席数は収支にも影響しますので、慎重に収支計画を行ってください。
・国立劇場おきなわのチケットカウンターで、チケットの販売を行ってください。
・販路を拡大するために WEB 販売も行うこととし、振興会において手続きを行います。（申請団体独自で WEB 販売機関を使用する場合は、振興会の取り扱う WEB 販売会社を使用する必要はありません）。WEB 購入分のチケット料金については、手数料として約 10%の金額及び発券料金(1 枚につき 11 円)、振込手数料(550 円)が差し引かれた金額が、各申請団体の口座に振り込まれます。

●会場の使用時間について

リハーサル、公演本番日いずれも、会場の使用時間は午後夜間（13：00~21：30）となります。楽屋を含め、21：30 までに必ず退館してください。時間を過ぎた場合は延長料金が発生しますのでご留意ください。

●公演時間については、開場 18：30、開演 19：00 となります。

※公演時間は、休憩時間を除く 90 分以内となるよう演目等を設定してください。

●お客様アンケートについて

公演当日は、成果測定のため来場者を対象としたアンケートを実施して下さい。当日までに指定様式のアンケート及びクリップペンシルを用意し、折り込み作業や配布、回収作業を行ってください。

※アンケートの印刷費用（印刷製本費)、クリップペンシルの購入費（消耗品費）は補助対象経費として計上可能です。

●その他

・リハーサル及び本番当日の国立劇場おきなわ小劇場の会場使用料（※舞台等の施設や設備の使用に最低限必要な業務に協力する職員の人件費、舞台袖楽屋の使用料、光熱費を含みます。）は、振興会が負担します。

ただし、以下のような場合に発生する経費については、申請団体の負担となります。

・退館の遅れ等による楽屋等の延長料金
・演出等の工夫により国立劇場おきなわが提供できる限度を超え、職員の増員や舞台備品が必要となった場合の職員人件費及び舞台備品費。なお、舞台まわりに関する費用については、国立劇場おきなわに直接お問い合わせください。
・リハーサル、本番日に使用する舞台袖楽屋以外の稽古場（楽屋）の賃借料

・実績確認のため、振興会あてにチケットを 2 枚ご恵与ください。

・公に開かれた事業となるよう、事業広報に努めてください。また、若い世代や新規来場者の開拓に向けた創意工夫にも努めてください。

【小劇場】希望日及び使用時間

令和９年度かりゆし芸能公演(沖縄県伝統芸能公演)

公演数	希望日（小劇場）		区分	内容
令和９年（2027 年）				
1	6 月	10 日　（木）	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		11 日　（金）	午後夜間(13:00-21:30)	公演
2	7 月	1 日　（木）	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		2 日　（金）	午後夜間(13:00-21:30)	公演
3	8 月	26 日　（木）	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		27 日　（金）	午後夜間(13:00-21:30)	公演
4	10 月	7 日　（木）	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		8 日　（金）	午後夜間(13:00-21:30)	公演
5		21 日　（木）	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		22 日　（金）	午後夜間(13:00-21:30)	公演
6	11 月	4 日　（木）	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		5 日　（金）	午後夜間(13:00-21:30)	公演
7	12 月	2 日　（木）	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		3 日　（金）	午後夜間(13:00-21:30)	公演
令和 10 年（2028 年）				
8	1 月	20 日　（木）	午後夜間(13:00-21:30)	リハ・仕込み
		21 日　（金）	午後夜間(13:00-21:30)	公演

（2）移動かりゆし芸能公演募集要項

① 目的

「移動かりゆし芸能公演」は、県民及び来県者に伝統芸能の鑑賞機会を提供するとともに、若手実演家の育成を図ることを目的に、県内の文化団体が原則国立劇場おきなわ以外を会場として実施する公演を補助します。

② 募集する公演分野

琉球舞踊、八重山舞踊、三線等音楽、沖縄民俗芸能、組踊、沖縄芝居

③ 公演会場

申請団体が選択できます。（ただし、沖縄県内で実施される公演に限ります。）会場の選定にあたっては使用条件など会場提供者と充分確認の上、申請団体が事業の主催者として責任を持って会場の確保を行ってください。

④ 公演日程等

令和９年５月１日～令和 10 年２月 28 日の期間内に、沖縄県内で実施される公演に限ります。

⑤ 補助対象事業の要件

補助の対象となるのは、以下の要件を全て満たす事業です。

(ア) 沖縄県内で実施される伝統芸能の公演であること。
(イ) 公演会場（原則国立劇場おきなわ以外を公演会場とする）及び公演日を申請団体が決定すること。
(ウ) 出演者の５割以上を若手（40 歳以下）で構成すること。
(エ) 県内新聞社が主催する審査及びコンクールがある分野の公演においては、原則出演者の全員が、新人賞以上の賞歴があること。　※子役等についてはその限りではありません。
(オ) 創作作品を主体とする公演においても、伝統的な演目を取り入れるなど伝統芸能の魅力を発信できるよう工夫すること
(カ) 公演のテーマ及び演目構成の意図について明確にするとともに、伝統芸能公演を初めて鑑賞する一般人向けにプログラム構成等を工夫すること
　例：演目解説者を入れる・演出的な工夫や伝統を踏まえた新しい取り組みを行う等
(キ) 沖縄芝居及び組踊公演には、原則字幕を表示すること。
(ク) 地謡については、原則生演奏とし、音源を使用する際は振興会と協議を行うこと。
(ケ) 補助対象となる事業が、「沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）」を含む国、県からの助成金または補助金を受けていないこと。

⑥ 補助金額の上限

補助金額は対象経費から収入等を差し引いた額で、公演分野ごとに以下に定める額が上限となります。

・琉球舞踊・八重山舞踊・三線等音楽・沖縄民俗芸能　　・・・**上限 60 万円**
・組踊　　・・・**上限 75 万円**
・沖縄芝居　　・・・**上限 95 万円**

⑦　公演の概要について

●チケット料金について

・公演にかかるチケット等は原則有料とし、料金については申請団体が、収支予算等を十分検討の上、設定してください。

・割引制度について、若い世代や新規来場者の開拓のため割引制度をご検討ください。
昨年度事例：親子ペアチケット割

・販路を拡大するために WEB 販売も行うこととし、振興会において手続きを行います（申請団体独自で WEB 販売機関を使用する場合は、振興会の取り扱う WEB 販売会社を使用する必要はありません)。WEB 購入分のチケット料金については、手数料として約 10%の金額及び発券料金(1 枚につき 11 円)、振込手数料(550 円)が差し引かれた金額が、各申請団体の口座に振り込まれます。

●公演時間は、休憩時間を除く 90 分～120 分程度となるよう演目等を設定してください。

●お客様アンケートについて

公演当日は、成果測定のため来場者を対象としたアンケートを実施して下さい。当日までに指定様式のアンケート及びクリップペンシルを用意し、折り込み作業や配布、回収作業を行ってください。

※アンケートの印刷費用（印刷製本費)、クリップペンシルの購入費（消耗品費）は補助対象経費として計上可能です。

●その他

・公演の主催者は申請団体とし、公演会場使用料は申請団体の負担とします。なお、会場使用料は補助対象経費として計上可能です。

・公演実施にあたっては、公演実施会場及び振興会担当者と随時調整を図る等、密に連携を図ってください。

・実績確認のため、振興会あてにチケットを 2 枚ご恵与ください。

・**公に開かれた事業となるよう、事業広報に努めてください。また、若い世代や新規来場者の開拓に向けた創意工夫にも努めてください。**

（3）子ども×伝統芸能公演募集要項

① 目的

「子ども×伝統芸能公演」は、県民及び来県者に伝統芸能の鑑賞機会を提供するほか、次世代を担う子どもたちが沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出することを目的に、沖縄県内で実施する公演を補助します。

② 募集する公演分野

琉球舞踊、八重山舞踊、三線等音楽、沖縄民俗芸能、組踊、沖縄芝居

③ 公演会場

申請団体が選択できます。（ただし、沖縄県内で実施される公演に限ります。）会場の選定にあたっては使用条件など会場提供者と充分確認の上、申請団体が事業の主催者として責任を持って会場の確保を行ってください。

④ 公演日程等

令和９年５月１日～令和 10 年２月 28 日の期間内に、沖縄県内で実施される公演に限ります。

⑤ 補助対象事業の要件

補助の対象となるのは、以下の要件を全て満たす事業です。

(ア) 沖縄県内で実施される伝統芸能の公演であること。
(イ) 公演会場及び公演日を申請団体が決定すること。
(ウ) 出演者の２割以上を 18 歳未満で構成すること。
(エ) 公演のテーマ及び演目構成の意図について明確にするとともに、子どもたちが沖縄の伝統芸能に親しむことができるなど、理解促進・参加促進の取り組みがあること（具体的に記載してください）
例：演目解説者を入れる・演出的な工夫や伝統を踏まえた新しい取り組みを行う等
(オ) 沖縄芝居及び組踊公演には、原則字幕を表示すること。
(カ) 地謡については、原則生演奏とし、音源を使用する際は振興会と協議を行うこと。
(キ) 補助対象となる事業が、「沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）」を含む国、県からの助成金または補助金を受けていないこと。

⑥ 補助金額の上限

補助金額は対象経費から収入等を差し引いた額で、公演区分ごとに以下に定める額が上限となります。

・琉球舞踊・八重山舞踊・三線等音楽・沖縄民俗芸能　・・・**上限 60 万円**
・組踊　・・・**上限 75 万円**
・沖縄芝居　・・・**上限 95 万円**

⑦　公演の概要について

●チケット料金について

・公演にかかるチケット等は原則有料とし、料金については申請団体が、収支予算等を十分検討の上、設定してください。

・割引制度について、若い世代や新規来場者の開拓のため割引制度をご検討ください。
昨年度事例：親子ペアチケット割

・販路を拡大するためにWEB販売も行うこととし、振興会において手続きを行います（申請団体独自でWEB販売機関を使用する場合は、振興会の取り扱うWEB販売会社を使用する必要はありません)。WEB購入分のチケット料金については、手数料として約10%の金額及び発券料金(11)円)、振込手数料(550円)が差し引かれた金額が、各申請団体の口座に振り込まれます。

●公演時間は、休憩時間を除く90分～120分程度となるよう演目等を設定してください。

●お客様アンケートについて

公演当日は、成果測定のため来場者を対象としたアンケートを実施して下さい。当日までに指定様式のアンケート及びクリップペンシルを用意し、折り込み作業や配布、回収作業を行ってください。

※アンケートの印刷費用（印刷製本費)、クリップペンシルの購入費（消耗品費）は補助対象経費として計上可能です。

●その他

・公演の主催者は申請団体とし、公演会場使用料は申請団体の負担とします。なお、会場使用料は補助対象経費として計上可能です。

・公演実施にあたっては、公演実施会場及び振興会担当者と随時調整を図る等、密に連携を図ってください。

・実績確認のため、振興会あてにチケットを2枚ご恵与ください。

・公に開かれた事業となるよう、事業広報に努めてください。また、若い世代や新規来場者の開拓に向けた創意工夫にも努めてください。

6．Q&A

Q　1　県外からの出演者も居ますが、その人の旅費は対象経費になりますか？

A	沖縄県外からの出演者の旅費宿泊費も補助対象経費です。（精算時別途必要書類があります）

Q　2　３つの公演区分で補助金の上限額が異なるのはなぜですか？

A	「移動かりゆし芸能公演」および「子ども×伝統芸能公演」においては、会場使用料が採択団体負担となるため、「国立劇場おきなわ公演」よりも増額した補助金額を設定しています。

Q　3　３つの補助メニューは同時に申請可能ですか？

A	同時に申請が可能です。ただし、申請をすれば必ず補助を受けられるものではありません。ご不明な点は担当者あてにお問い合わせください。

Q　4　公演場所の会場使用料は団体が負担するのですか？

A	「国立劇場おきなわ公演」におけるリハーサルおよび本番当日の会場使用料は振興会が負担します。 「移動かりゆし芸能公演」および「子ども×伝統芸能公演」においては、会場使用料は採択団体負担とします。ただし、本事業の補助対象経費として計上可能です。

Q　5　公演で使用する背景幕や舞台装置、音響機器等の付帯備品使用料は団体が負担するのですか？

A	採択団体の負担となりますが、補助対象経費として計上可能です。補助対象経費の一覧をご確認ください。

Q　6　衣装や小道具等の制作を行った場合、補助対象となりますか？

A	備品等の購入費は対象外となりますが、10万円未満の消耗品は補助対象経費となります。

Q　7　公演の手合わせのために借りた稽古場費は補助対象となりますか？

A	補助対象となります。ただし、普段の稽古であることが明らかな場合は、補助対象となりません。また、基本的には公共施設等を借りた稽古場の使用料が計上可能となっておりますが、普段使用している道場で公演の稽古を行った場合は、普段の稽古ではなく公演の為の稽古として使用したことを証明できれば計上可能としております。ただし、団体内の方が所有する施設を利用した場合は、実績報告時に料金表を提示するのが条件となっています。

Q　8　公演会場の候補としている施設が、申請時に予約できません。

A	施設によっては事業実施月の数か月前からしか予約申請の受付ができない場合があります。各施設の申請方法を個別にご確認いただき、本事業への申請にあたっては、公演の予定会場、予定の日程を補助金交付申請書に記載してください。

Q　9　支出を証明する証憑書類は保管する必要はありますか。

A	支出を証明する証憑書類は、事業終了年度の翌年度以降５年間保存する必要がありますので、ご留意ください。

Q　10　公演に向けての具体的な準備について教えてください。

A	採択となった団体には、毎年度４月に実施する「採択団体向け説明会」の中で公演に向けての具体的な準備や要件についてご説明しておりますので、必ずご参加ください。